
かすみがうら市 子ども・子育て支援事業計画 (案)

平成 27 年 月
かすみがうら市

～ 目 次 ～

第 1 章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第 2 章 計画の基本的な考え方	4
1. 計画の理念	4
2. 基本的視点	5
3. 基本目標	6
第 3 章 かすみがうら市の子ども・家庭の現状	8
1. 少子化の動向	8
2. 婚姻及び出産等の動向	12
3. 人口推計	15
4. 就業の状況	17
5. かすみがうら市の子育て支援の状況	18
第 4 章 施策の展開	22
基本目標 1 子育て支援の充実したまち	22
基本目標 2 親と子どもの健康確保・健康づくりのまち	44
基本目標 3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みを 推進するまち	46
基本目標 4 仕事と生活の調和が実現できるまち	49
基本目標 5 子どもが安全に安心して暮らせるまち	50
第 5 章 計画の推進に向けて	52
1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	52
2. 計画の進捗・評価	52

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化、多様化しています。

本市においても、平成22年に策定した「かすみがうら市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきました。

計画期間における取り組みとして平成26年度に保育園3園を開園し、保育事業の拡充、児童館や学校の余裕教室を利用した放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を充実するなど、子育て支援事業を展開してきました。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざしながら、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進しています。

こうした背景を踏まえながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

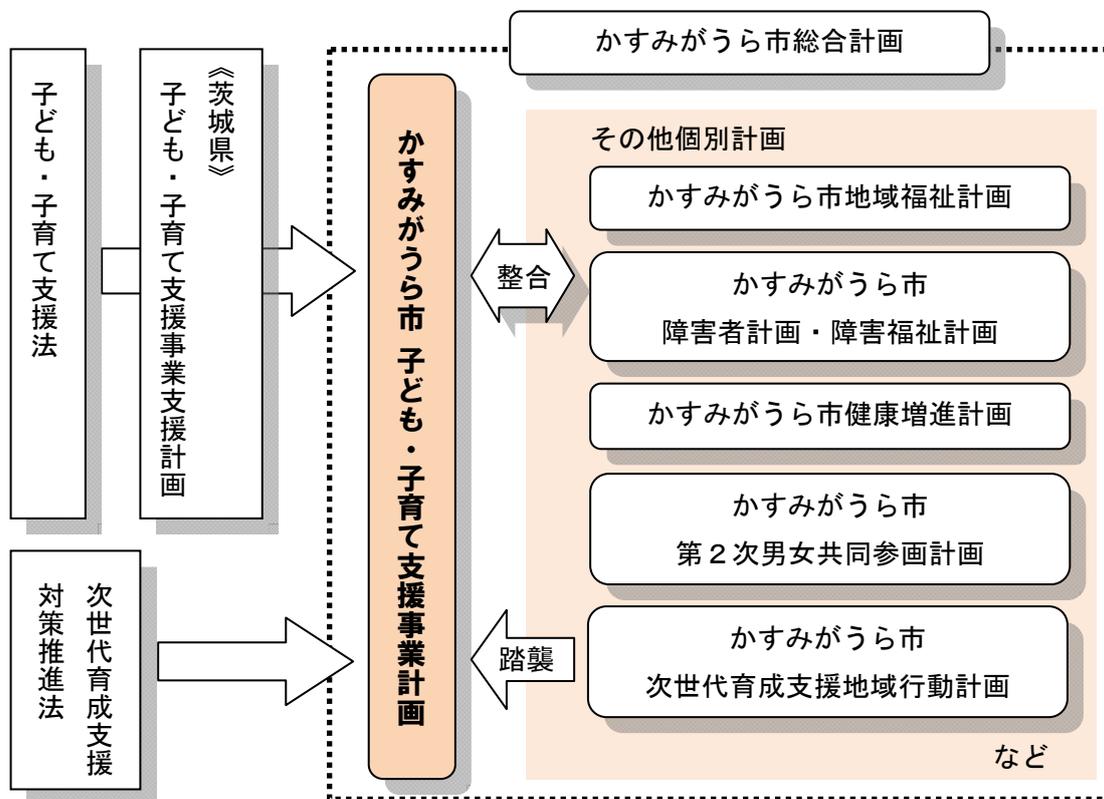
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、市の最上位計画である「かすみがうら市総合計画」をはじめ、「かすみがうら市地域福祉計画」、「かすみがうら市障害者計画・障害福祉計画」、「かすみがうら市健康増進計画」などの計画との整合を図るとともに、現行の「かすみがうら市次世代育成支援地域行動計画」を踏襲します。

■計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。また、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを図ります。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
かすみがうら市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）									
					かすみがうら市 子ども・子育て支援事業計画				

3

計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定するかすみがうら市子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査などにより子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) かすみがうら市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関。保護者、子ども・子育て支援事業者などで構成しています。

(2) ニーズ調査の実施

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、平成26年度策定の「かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画」の資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

■調査実施日：平成25年12月9日～平成25年12月25日

	対象者	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童保護者	1,000人	544件	54.4%
2	小学生保護者	1,000人	795件	79.5%

(3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集しました。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員に関する事項
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

第2章 計画の基本的な考え方

1

計画の理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることをめざしています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育て支援に関わる環境は社会全体で整備することが求められています。

次世代育成支援地域行動計画における基本理念などの考え方は、子ども・子育て支援法の理念や意義に包含していることから、これまでの施策の継続性と、より一層の取り組みが必要です。

こうしたことから、本市における子どもの育ちや子育て支援に関する考え方が共通しているため、今後も少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭環境や社会情勢の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や地域における子育て支援の安定的な提供等を、本計画に的確に位置づけ、子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

本市では、次世代育成支援地域行動計画の理念を踏襲し、引き続き「みんなが輝く子ども育成プラン・かすみがうら」を基本理念として、子ども・子育て支援を推進します。

みんなが輝く子ども育成プラン・かすみがうら

こどもたちと共に
そだつ子育てのまち
だれの子も平等に見守り
てを取りあって輝く子どもの育成

2

基本的視点

視点1 地域みんなで子育てを支援する視点

子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるためには、地域全体で子育てを温かくかつ積極的に関わっていくよう意識していかなければなりません。

行政各分野、民間事業者（企業）、住民相互が効果的に連携することで、子どもが生き生きと学び、遊び、子育て中の保護者も安心して暮らしていける地域社会をめざします。

視点2 すべての親が子育ての楽しさと喜びを享受できる視点

すべての親が、心身共にゆとりを持って子育てをしていけるよう、さまざまなサービスを受ける機会や学習する機会が整備されている必要があります。

また、子育てについては男女共にさまざまな負担を感じていますが、男性より女性の方がより負担が強いという結果になっています。子育て負担を強く感じている女性に対する支援を拡充するとともに、子育てが女性だけの負担とならない社会づくりを進める必要があります。男女が共に助け合い、共に子育ての楽しさを享受できる環境づくりをめざします。

視点3 子どもの自立を支援する視点

子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの人権を尊重することが必要です。

子どもが将来に夢と希望を持ち、夢と希望の実現に向け自信を持って地域社会の中で生活していけることが必要です。子どもたち一人ひとりが地域で生活することの喜びを実感し、地域活動に積極的に関わりながら、人を思いやる豊かな心や子どもを産み育てることの大切さを学び、それぞれの夢の実現に向け主体的にたくましく生きる力を育みながら成長できる環境づくりをめざします。

3

基本目標

『みんなが輝く子ども育成プラン・かすみがうら』の推進にあたり、次の5つを基本目標として設定します。

基本目標 1

子育て支援の充実したまち

幼児期における教育・保育事業の充実、社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。また、「放課後子ども総合プラン」の体制づくりを推進します。

1. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策
2. 地域における子育て・子育ての支援
3. 地域における子どもの活動の場や機会の確保
4. 子育てに対する経済的支援

基本目標 2

親と子どもの健康確保・健康づくりのまち

子育てをする親と子どもの健康な発育のために、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら母子保健事業や小児医療に関する事業の充実を図ります。

1. 安心して妊娠・出産ができる環境づくり
2. 子どもや母親の健康の確保
3. 小児医療の充実

基本目標 3

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みを推進するまち

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

1. 児童虐待防止対策の充実
2. ひとり親家庭の自立支援の推進
3. 障害児施策の充実

基本目標4 | **仕事と生活の調和が実現できるまち**

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

1. **仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し**
2. **仕事と子育ての両立支援**

基本目標5 | **子どもが安全に安心して暮らせるまち**

子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

1. **子育て家庭にやさしい生活環境の整備**
2. **子どもの安全確保に向けた活動の促進**

第3章 かすみがうら市の子ども・家庭の現状

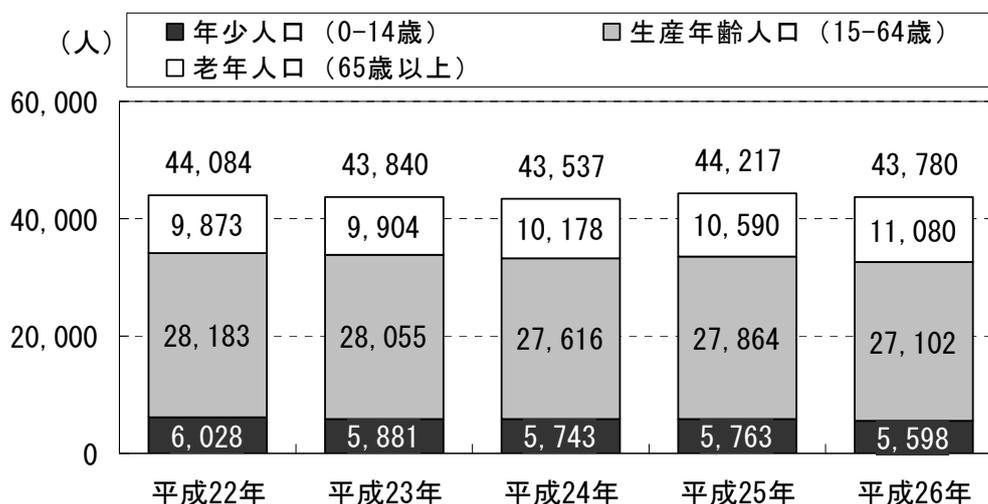
1 少子化の動向

(1) 人口の推移

本市の人口推移をみると、平成26年4月1日現在は43,780人となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、減少傾向となっており、5年間で304人の減少となっています。

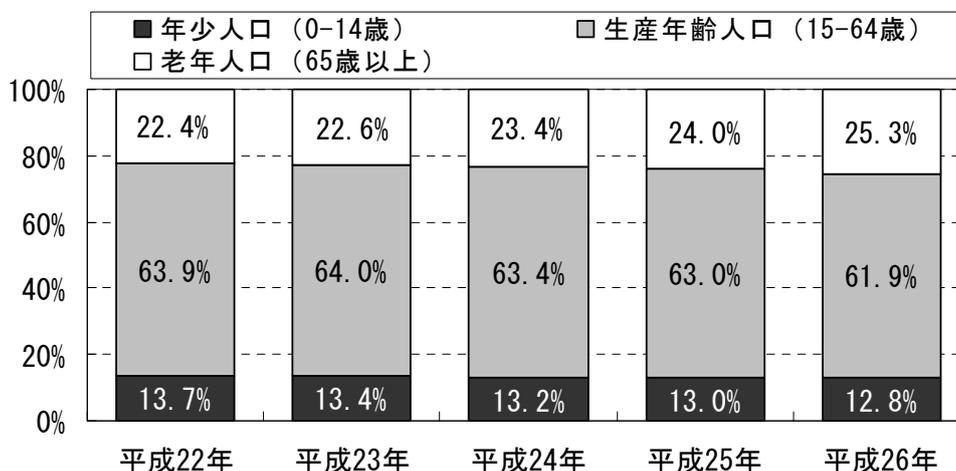
また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合が増加する一方で年少人口の割合は減少しており、いわゆる少子高齢化が進展している状況が分かります。

○本市の人口の推移



資料：住民基本台帳、平成25年度以降は外国人を含む（各年4月1日）

○年齢3区分人口構成比

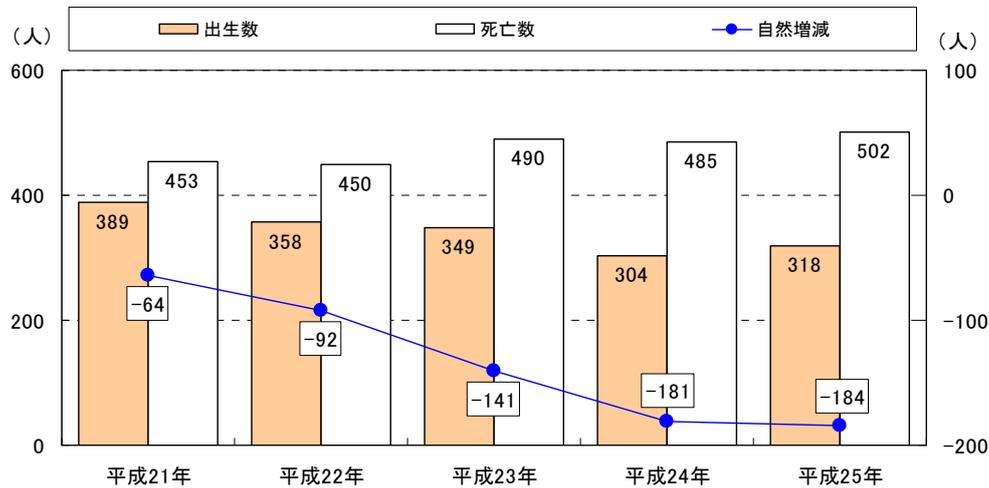


資料：住民基本台帳、平成25年度以降は外国人を含む（各年4月1日）

(2) 自然動態の推移

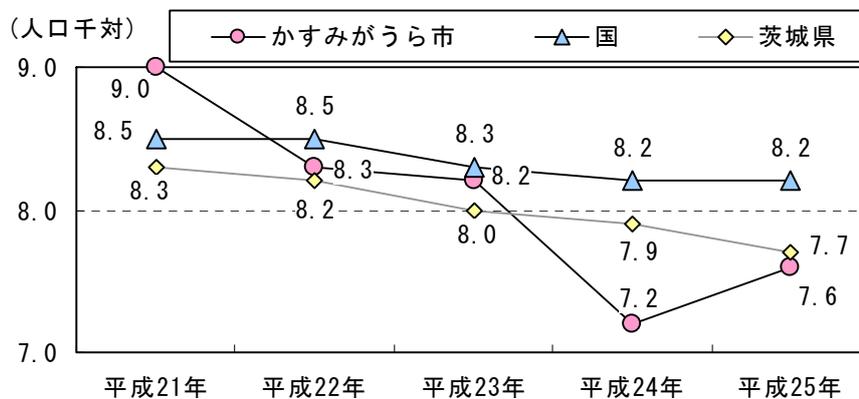
本市の出生数及び死亡数の推移をみると、近年死亡数が出生数を180人以上上回っており、自然減となっています。本市の出生率では国や県の数値を下回り、平成25年では7.6となっています。死亡率では、国や県を大きく上回り、平成25年では12.0となっています。

○本市の出生数及び死亡数の推移



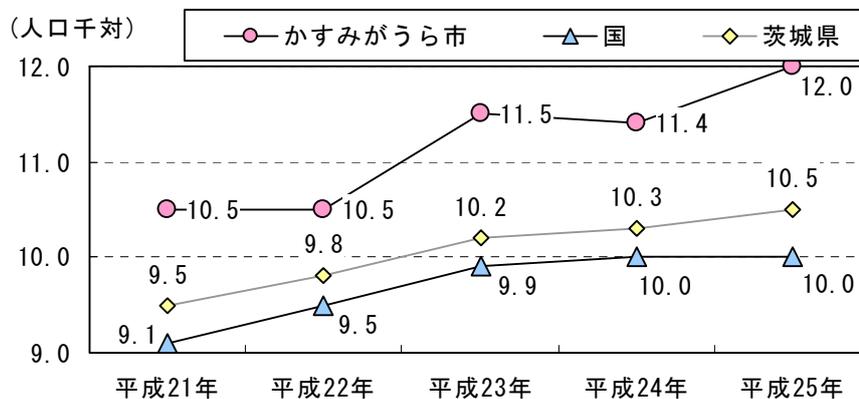
資料：茨城県人口動態統計

○出生率の推移



資料：茨城県人口動態統計

○死亡率の推移

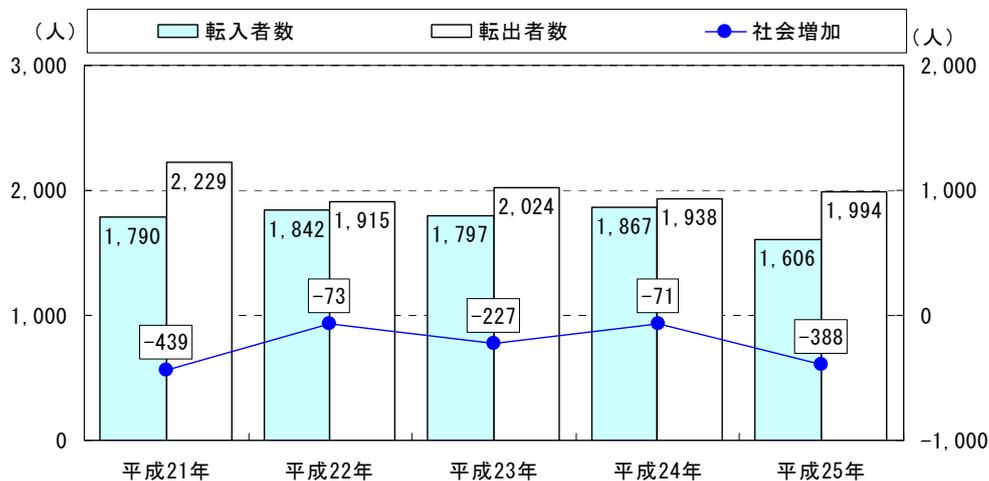


資料：茨城県人口動態統計

(3) 社会動態の推移

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回っています。

○本市の転入者数及び転出者数の推移

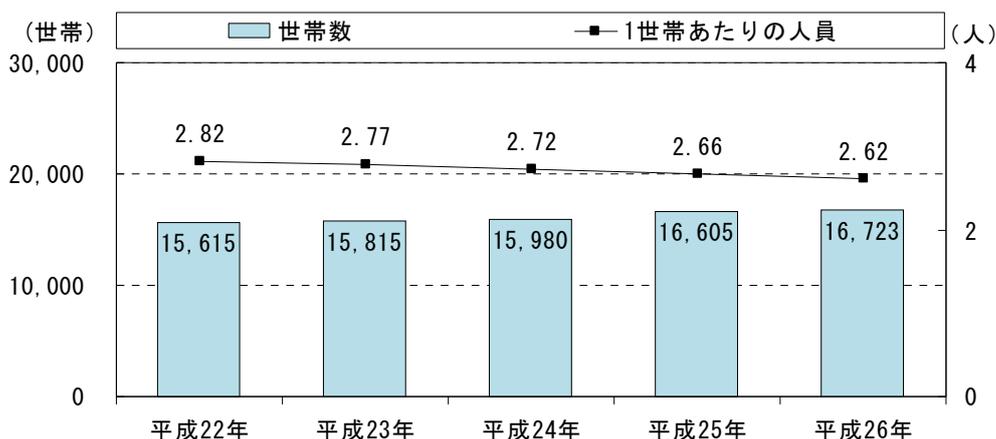


資料：統計 かすみがうら

(4) 世帯数の推移

本市の世帯数をみると、平成26年4月1日現在16,723世帯となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、増加傾向となっており、この5年間で1,108世帯の増加となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯あたり人員は減少しています。

○本市の世帯数と1世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳、平成25年度以降は外国人を含む（各年4月1日）

本市の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成22年では14,701世帯となっています。世帯の種類別でみると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、18歳未満親族がいる母子世帯数、およびその構成比ともに増加しています。

○本市の世帯別の状況

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	13,986	14,109	14,701
親族世帯数	11,284	11,562	11,396
核家族世帯数	7,619	8,172	8,377
親族世帯に占める割合	67.5%	70.7%	73.5%
その他の親族世帯数	3,665	3,390	3,019
親族世帯に占める割合	32.5%	29.3%	26.5%
非親族世帯数	70	73	139
単独世帯数	2,632	2,474	3,162
(再掲)母子世帯数	114	175	207
親族世帯に占める割合	1.0%	1.5%	1.8%
18歳未満親族がいる母子世帯	108	167	192
親族世帯に占める割合	1.0%	1.4%	1.7%
(再掲)父子世帯数	35	30	29
親族世帯に占める割合	0.3%	0.3%	0.3%
18歳未満親族がいる父子世帯	26	28	26
親族世帯に占める割合	0.2%	0.2%	0.2%

資料：国勢調査

2

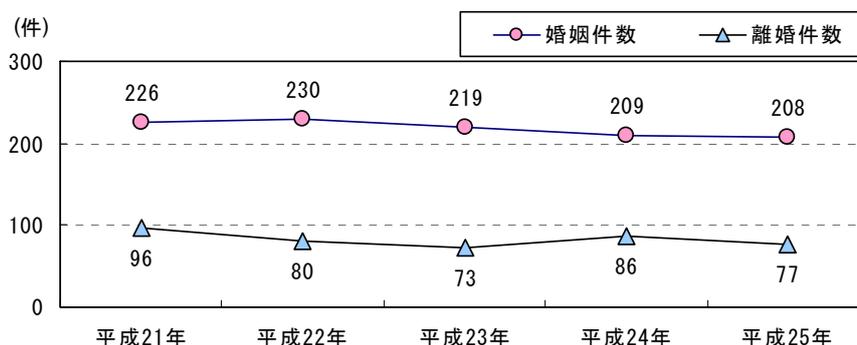
婚姻及び出産等の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、ゆるやかに減少しており、平成25年では208件となっています。離婚件数はほぼ横ばいとなっており、平成25年では77件となっています。

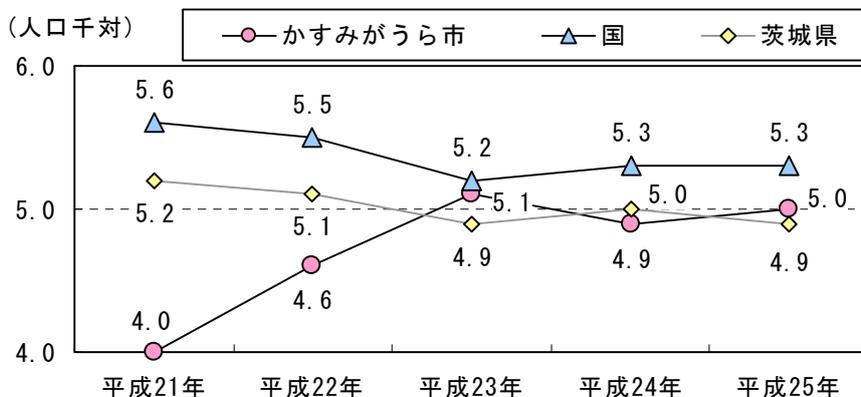
また、本市の婚姻率は、平成21年以降上昇していましたが、近年は茨城県と同様の推移となり平成25年では、5.0となっています。離婚率では近年は国、県を上回り、平成25年では1.84となっています。

○本市の婚姻件数・離婚件数の推移



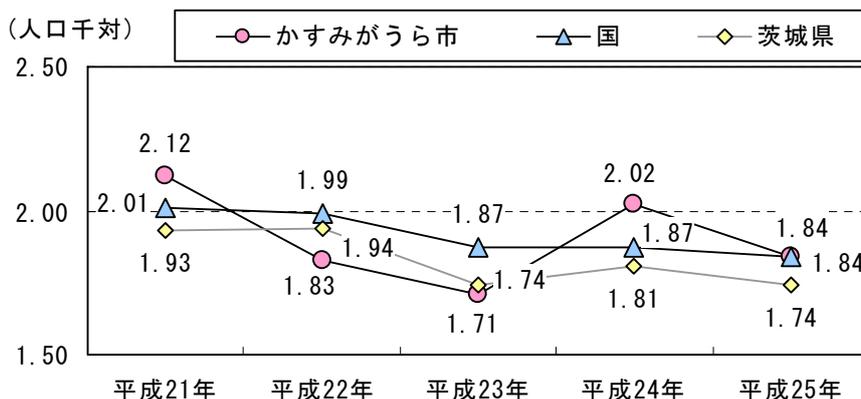
資料：茨城県人口動態統計

○婚姻率の推移



資料：茨城県人口動態統計

○離婚率の推移



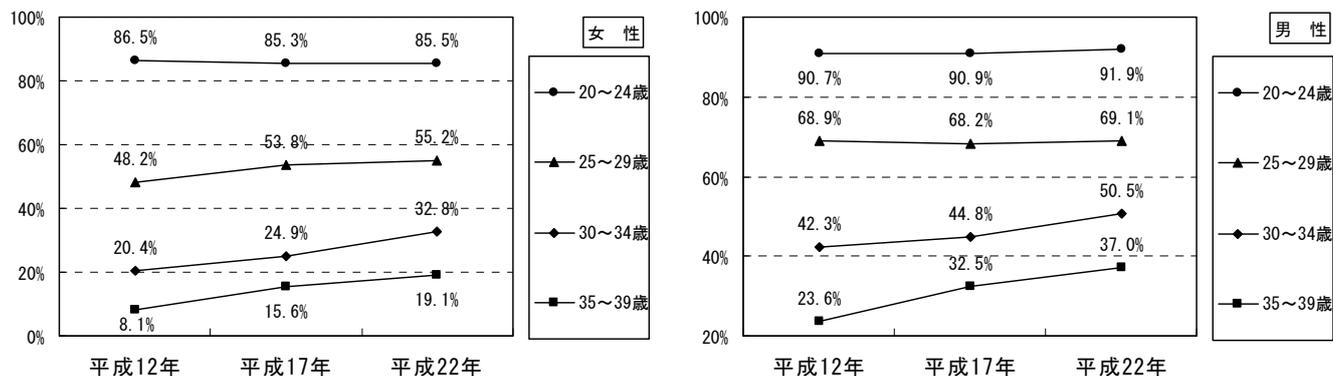
資料：茨城県人口動態統計

(2) 未婚率の推移

本市の未婚率では、男女ともに上昇傾向にあることがうかがえます。

特に男性、女性ともに30歳以上の未婚率の上昇が顕著となっています。

○本市の未婚率の推移

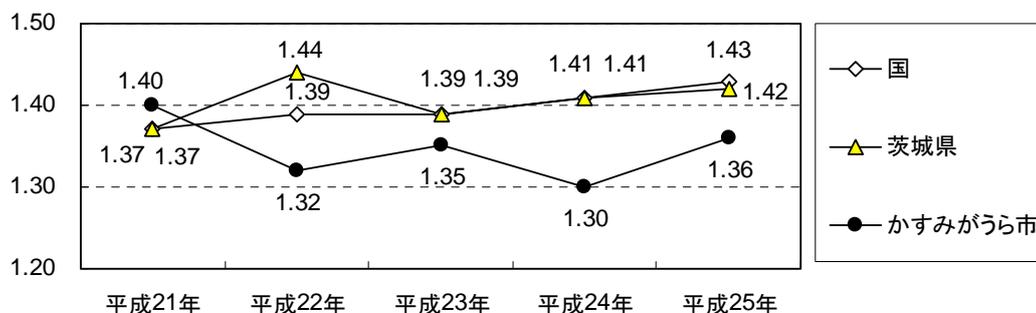


資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率^{※1}の推移

本市の合計特殊出生率は、全国や茨城県を下回っています。

○本市の合計特殊出生率の推移



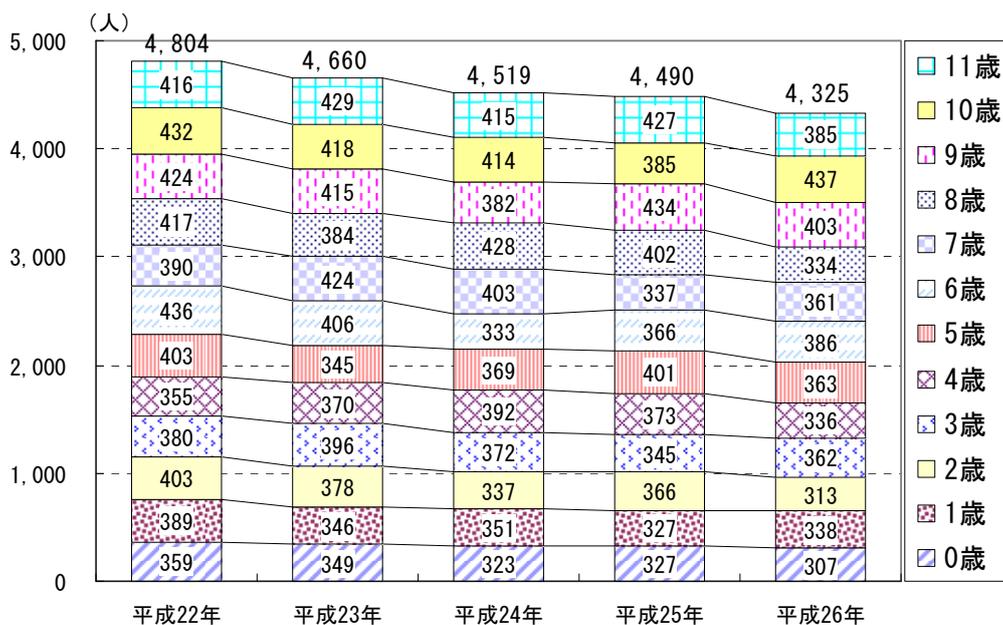
資料：茨城県人口動態統計

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(4) 児童数の推移

本市の11歳未満の児童数の推移では、年々減少しており、5年間で479人減少して平成26年4月現在で4,325人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は、2,019人、6～11歳の小学生児童数は2,306人となっています。

○本市の児童数の推移



資料：住民基本台帳、平成25年度以降は外国人含む（各年4月1日）

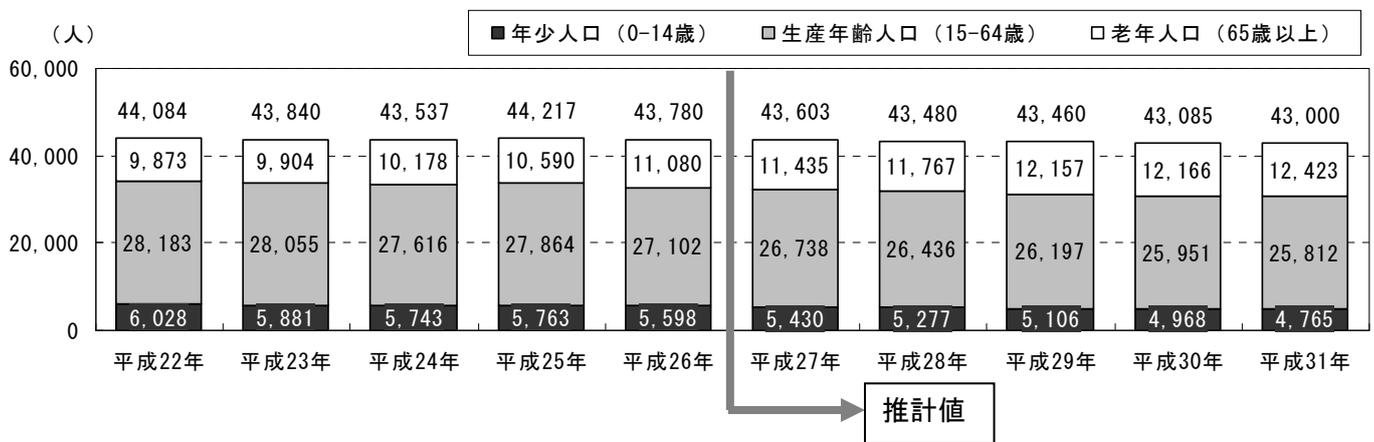
3 人口推計

(1) 人口推計

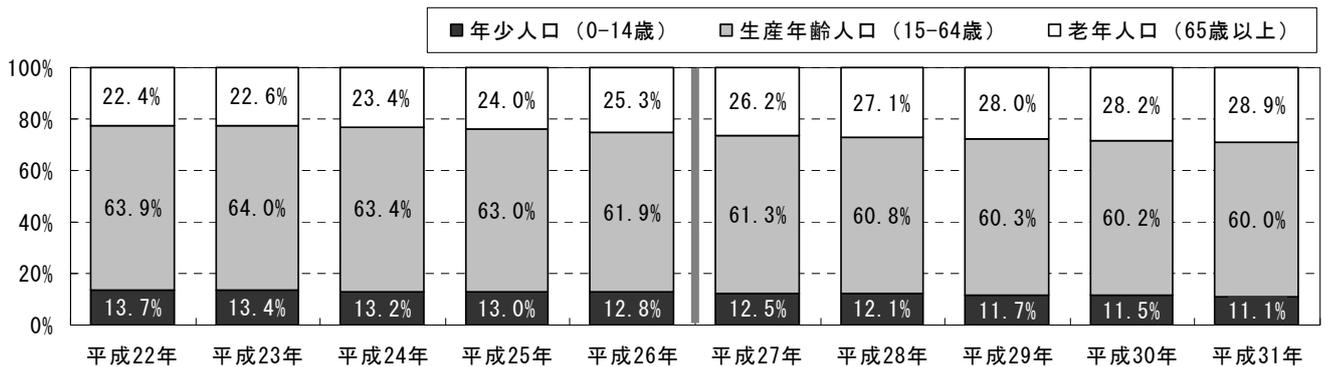
人口推計は、平成22年から平成26年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、行っています。その結果、総人口は平成31年には43,000人になると推計しています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、14歳以下の年少人口は減少し続け、その割合は平成31年には11.1%の推計となります。

○本市の人口推計の推移



資料：住民基本台帳、平成25年度以降は外国人含む（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法^{※1}による推計値



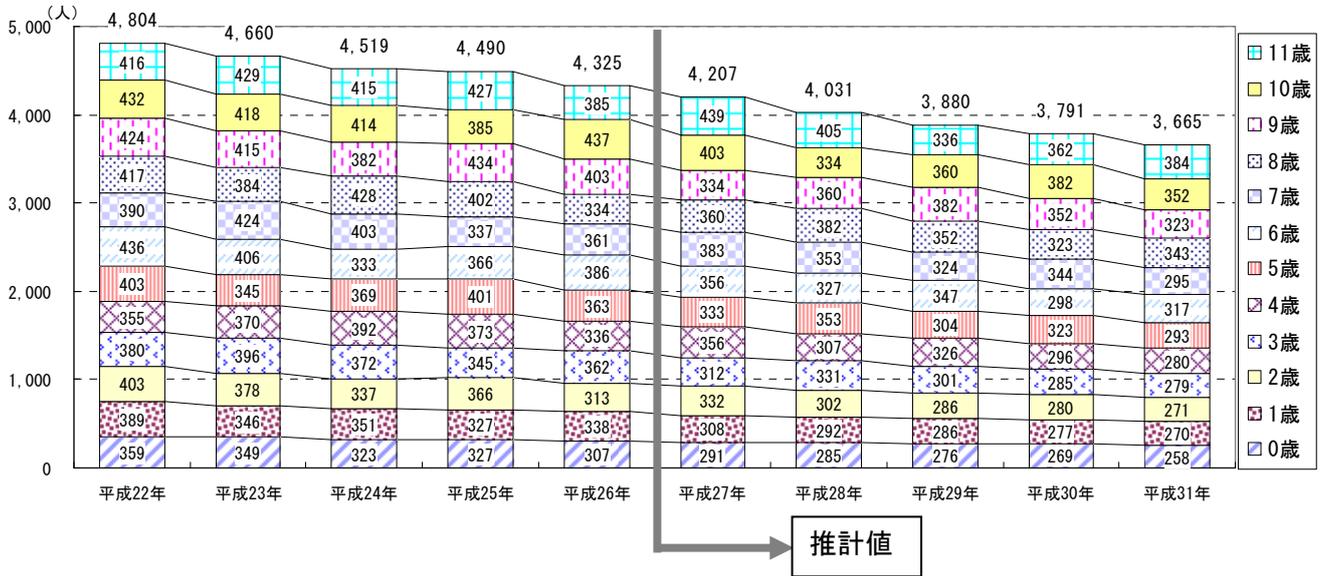
資料：住民基本台帳、平成25年度以降は外国人含む（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値
※端数処理上合計が100%にならない箇所があります。

※1 コーホート変化率法：コーホート（同年（または同期間）に出生した集団）ごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法。0歳の子どもの人口は、25～44歳女性人口との比率により推計。

(2) 将来の児童数の推計

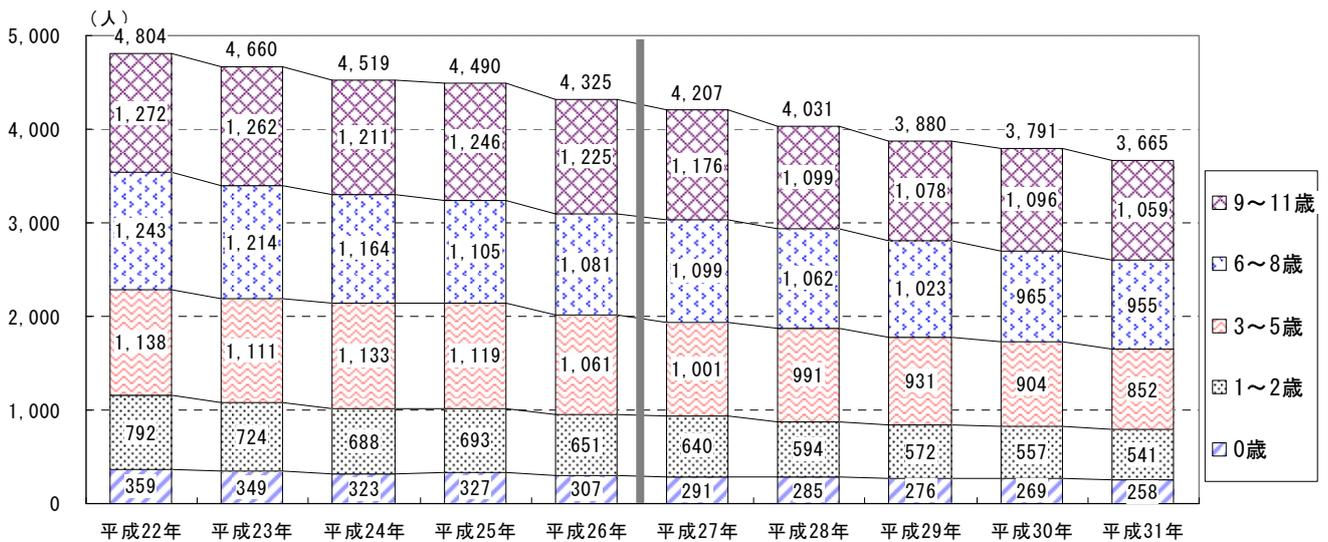
本市における11歳までの将来の児童数では、平成31年には3,665人になると推計しています。本計画期間である平成27年から平成31年までに542人程度児童が減少すると推計しています。

○本市の将来の児童数の推移



資料：住民基本台帳、平成25年度以降は外国人含む（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

○計画対象年齢別の推移



資料：住民基本台帳、平成25年度以降は外国人含む（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

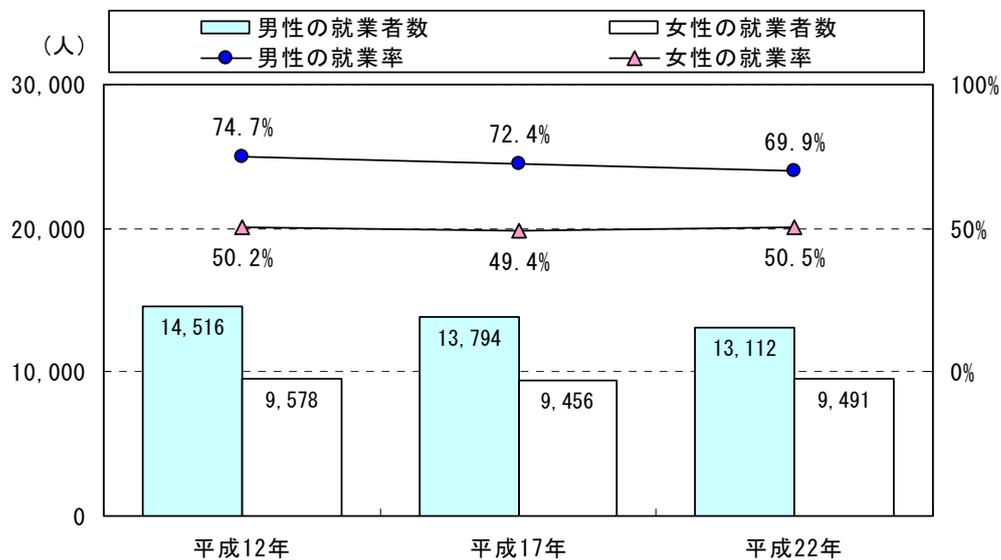
4

就業の状況

本市の就業者数の推移は、男性、女性ともに減少していますが、平成22年の女性の就業率^{※1}は微増しています。

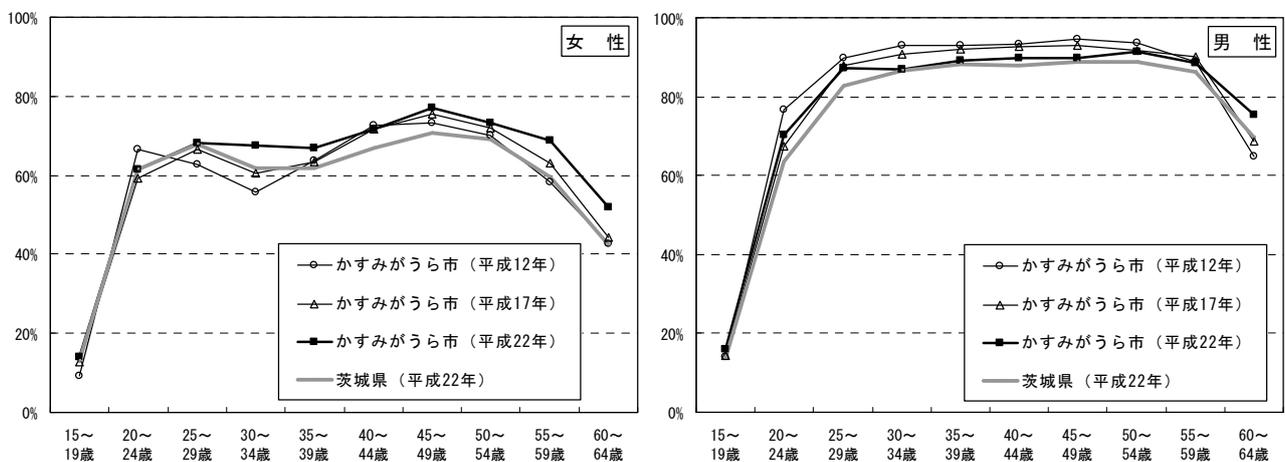
また、年齢別の就業率をみると、男性の就業率では25～59歳は8割以上を保っています。女性では平成12年、17年では30代前後を機に減少し、40歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しており、30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高くなっているものと考えられます。しかし、平成22年の女性の年齢別の就業率では、「M字曲線」が浅くなっています。

○本市の就業者数、就業率の推移



資料：国勢調査

○年齢別の就業率の推移



資料：国勢調査

※1 就業率：15歳以上の人口のうちの就業者数の割合

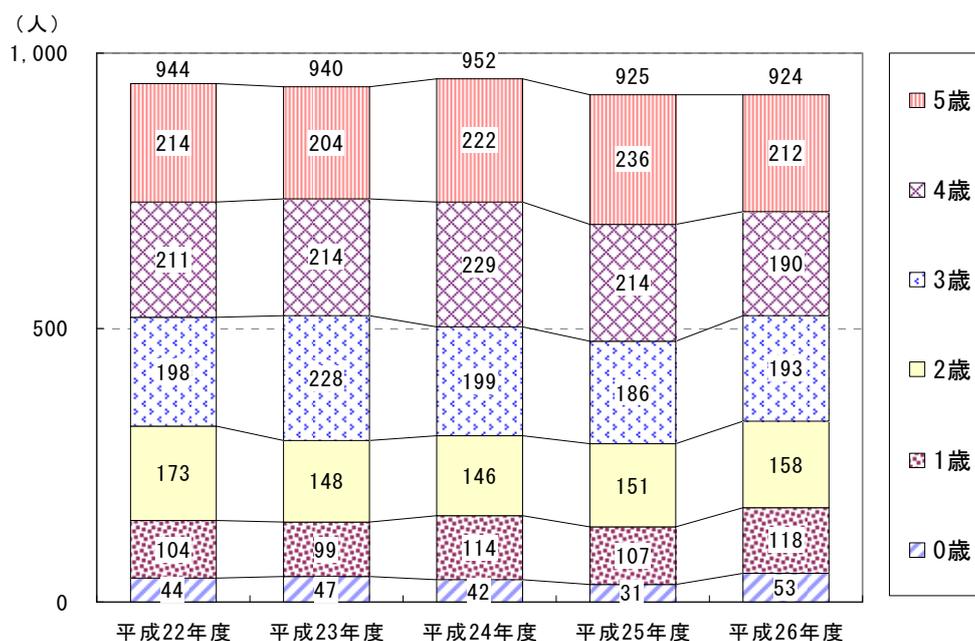
5

かすみがうら市の子育て支援の状況

(1) 認可保育所入所児童数の推移

本市における認可保育所数は平成26年4月現在、10か所となっています。また、本市の認可保育所入所児童数をみると、平成26年4月現在で924人となっています。

○本市の認可保育所入所児童数の推移 ※市外受託含む



資料：子ども家庭課（各年4月1日）

○保育所(園)別入所状況（各年4月1日）※市外受託含む

単位：人

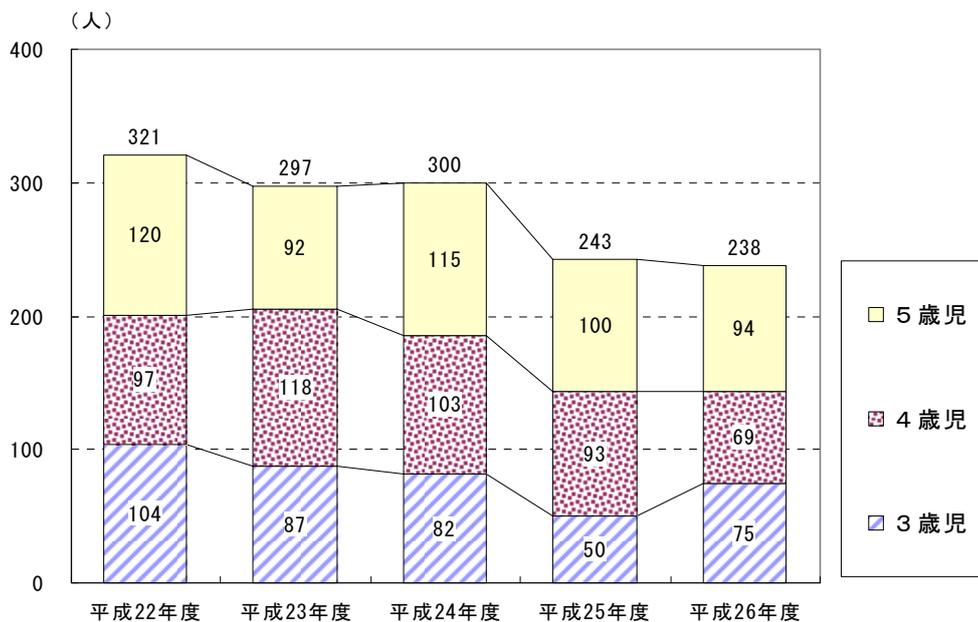
	園数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
平成22年度	7	980	44	104	173	198	211	214	944	96.3%
平成23年度	7	980	47	99	148	228	214	204	940	95.9%
平成24年度	7	980	42	114	146	199	229	222	952	97.1%
平成25年度	7	980	31	107	151	186	214	236	925	94.4%
平成26年度	10	1,248	53	118	158	193	190	212	924	74.0%

資料：子ども家庭課

(2) 幼稚園就園児童数の推移

本市における幼稚園数は平成26年5月現在、2か所となっています。また、本市の幼稚園就園児童数は、平成26年5月現在で238人となっています。

○本市の幼稚園就園児童数の推移



資料：子ども家庭課（各年5月1日）

○幼稚園別入園状況（各年5月1日）

単位：人

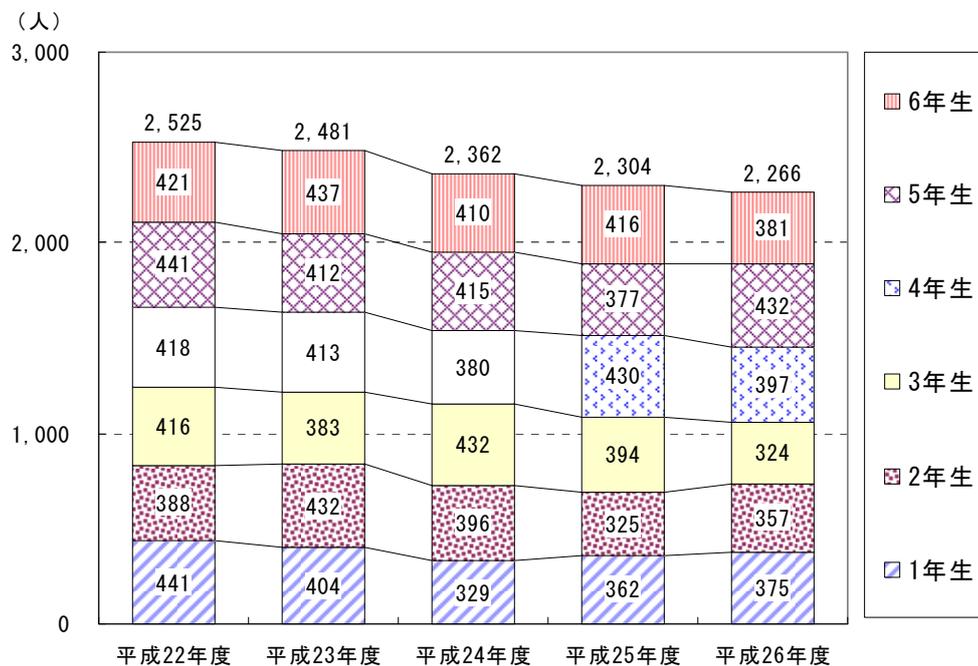
	園数	定員	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入園率
平成22年度	2	410	104	97	120	321	78.3%
平成23年度	2	410	87	118	92	297	72.4%
平成24年度	2	410	82	103	115	300	73.2%
平成25年度	2	410	50	93	100	243	59.3%
平成26年度	2	355	75	69	94	238	67.0%

資料：子ども家庭課

(3) 小学生児童数の推移

本市における小学校数は平成26年4月現在13校となっています。また、本市の小学生児童数をみると、年々減少しており、平成26年4月現在で2,266人となっています。

○本市の小学生児童数の推移

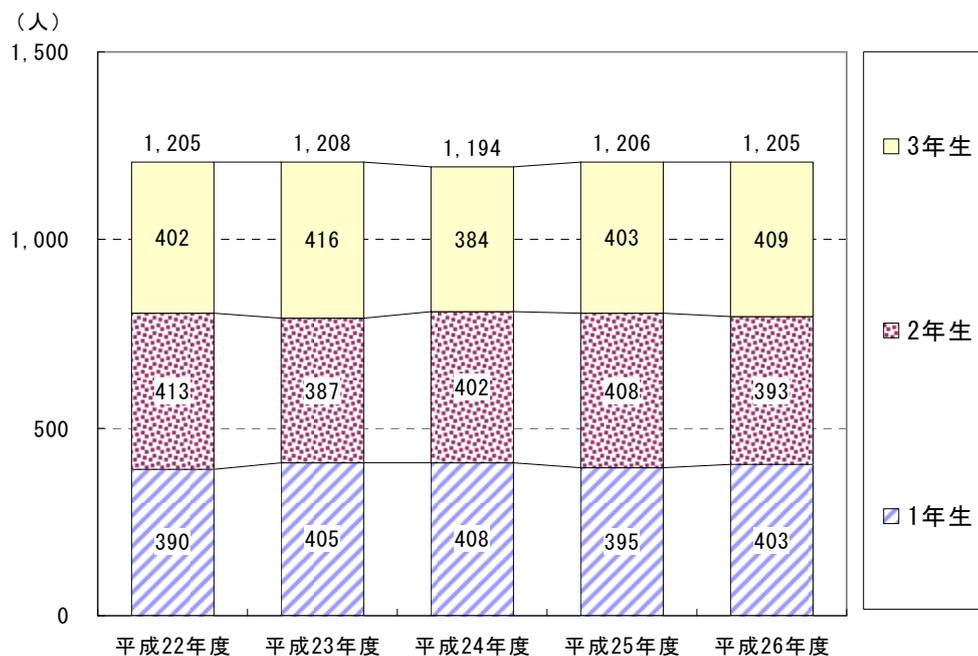


資料：学校教育課（各年4月1日）

(4) 中学生生徒数の推移

本市における中学校数は平成26年度に中学校の統合があり、平成26年4月現在、3校となっています。また、本市の中学校生徒数は横ばいとなっており、平成26年で1,205人となっています。

○本市の中学生生徒数の推移

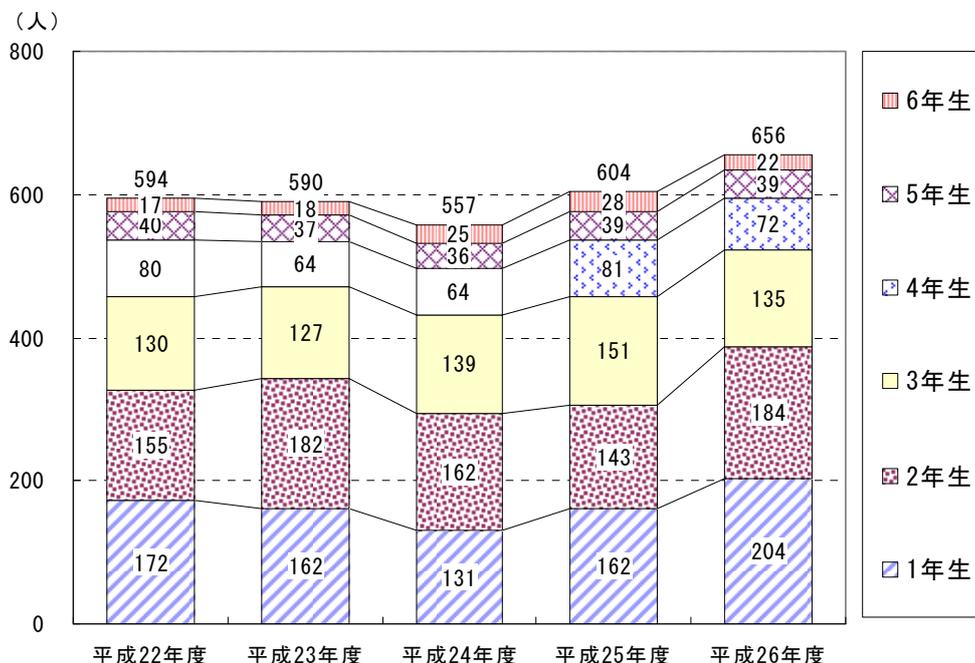


資料：学校教育課（各年4月1日）

(5) 放課後児童クラブ利用児童数の推移

本市における放課後児童クラブ数は平成 26 年 4 月現在、20 か所となっています。また、本市の放課後児童クラブ利用児童数は、平成 26 年 4 月現在で 656 人となっています。

○本市の放課後児童クラブ利用児童数の推移



資料：子ども家庭課（各年 4 月 1 日）

○放課後児童クラブ利用児童数の状況（各年 4 月 1 日）

単位：人

	児童クラブ数	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	利用率
平成 22 年度	16	640	172	155	130	80	40	17	594	92.8%
平成 23 年度	16	605	162	182	127	64	37	18	590	97.5%
平成 24 年度	19	678	131	162	139	64	36	25	557	82.2%
平成 25 年度	20	730	162	143	151	81	39	28	604	82.7%
平成 26 年度	20	730	204	184	135	72	39	22	656	89.9%

資料：子ども家庭課

第4章 施策の展開

基本目標 1 子育て支援の充実したまち

1. 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は、市全体を1区域として設定します。保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

■本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
教育・保育	教育・保育施設	保育所（園）・認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	市全体
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 時間外保育（延長保育）	
	④ 子育て短期支援事業	
	⑤ 一時預かり事業	
	⑥ 病児・病後児保育事業	
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
	⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	⑨ 妊婦健康診査	
	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑪ 養育支援訪問事業	
	⑫ 要支援・要保護児童支援事業	

(2) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

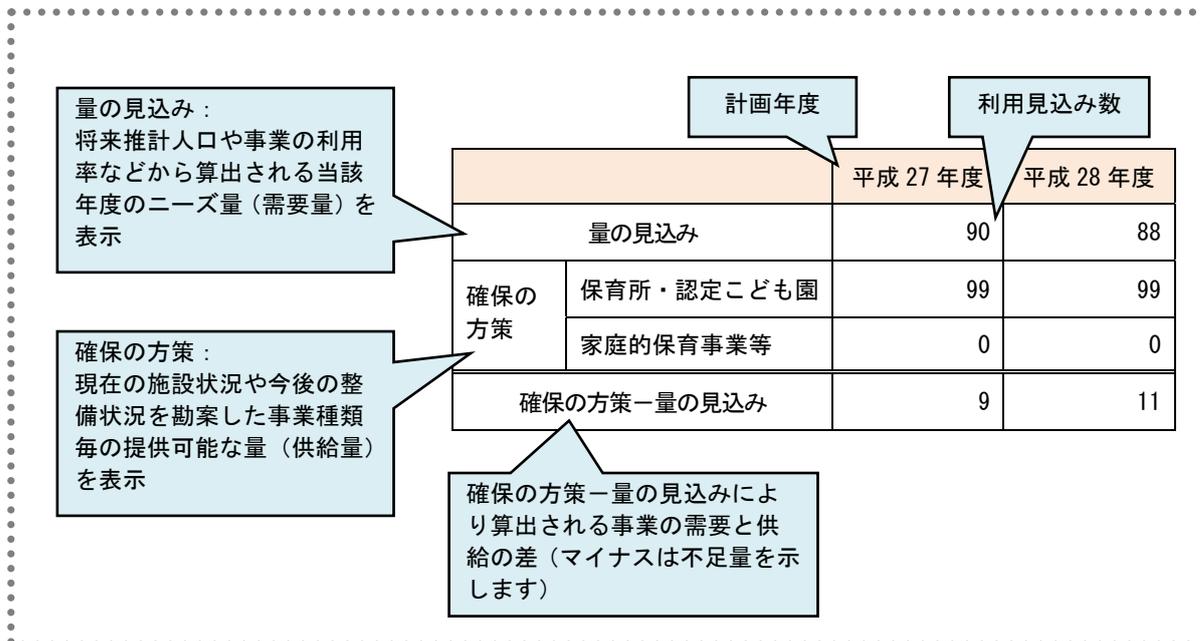
■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5 歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5 歳	保育所・認定こども園	共働き家庭
3号認定	0 歳、1・2 歳	保育所・認定こども園、地域型保育	共働き家庭

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園（新制度に移行しない幼稚園）	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援新制度以前の制度の継続を希望する園）

■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策の見方



① 0歳児保育（3号認定子ども）

■現在の利用状況

(各年 4 月 1 日)

	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数 (人)	31	53

※利用者数＝保育所(園)・認定こども園入所児童数
 ※市外受託者を含む

■量の見込み及び確保の方策

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、保育所(園)及び認定こども園において、必要な0歳児保育利用定員の確保及び家庭的保育事業等の推進を図っていきます。

(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		90	88	85	83	79
確保の方策	保育所(園)・認定こども園	99	99	99	99	99
	家庭的保育事業等	0	0	3	3	3
確保の方策一量の見込み		9	11	17	19	23

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

■現在の利用状況

(各年4月1日)

	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	258	276

※利用者数＝保育所（園）・認定こども園入所児童数

※市外受託者を含む

■量の見込み及び確保の方策

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所（園）及び認定こども園において、必要な1～2歳児保育利用定員の確保を図ります。

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		340	330	318	310	301
確保の方策	保育所（園）・認定こども園	362	362	362	362	362
	家庭的保育事業等	0	0	9	9	9
確保の方策－量の見込み		22	32	53	61	70

③ 3～5歳児保育（2号認定子ども）

■現在の利用状況

(各年4月1日)

	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	636	595

※利用者数＝保育所（園）入所児童数

※市外受託者を含む

■量の見込み及び確保の方策

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所（園）において、必要な3～5歳児保育利用定員の確保を図ります。

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		545	540	507	492	464
確保の方策	保育所（園）	659	659	659	659	659
確保の方策－量の見込み		114	119	152	167	195

④ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

■現在の利用状況

（各年5月1日）

	平成25年度	平成26年度
市内施設利用者数（市内在住者）（人）	199	196
市内施設利用者数（市外在住者）（人）	44	42
市外施設利用者数（市内在住者）（人）	203	201

※施設利用者数＝認定こども園・幼稚園入園児童数

■量の見込み及び確保の方策

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園等において、必要な3～5歳児教育・保育利用定員の確保を図ります。

（人）

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み		299	83	296	82	278	77
確保の方策	認定こども園（市内）	235		235		235	
	幼稚園等（市外）	160		160		160	
確保の方策 - 量の見込み		13		17		40	

		平成30年度		平成31年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み		270	75	254	71
確保の方策	認定こども園（市内）	235		235	
	幼稚園等（市外）	160		160	
確保の方策 - 量の見込み		50		70	

各認定区分における教育・保育施設のニーズ量と確保策は以下の様になります。

(人)

		1号	2号		3号		備考	
			幼稚園 利用	左記 以外	0歳	1・2歳		
平成27年度	推計児童数	1,001		291	640			
	量の見込み(①)	299	83	545	90	340		
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	235		659	99	362	
		特定地域型保育事業	/		/	0	0	
		広域利用(市外幼稚園等)	160		/	/	/	
②-①	13		114	9	22			
平成28年度	推計児童数	991		285	594			
	量の見込み(①)	296	82	540	88	330		
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	235		659	99	362	
		特定地域型保育事業	/		/	0	0	
		広域利用(市外幼稚園等)	160		/	/	/	
②-①	17		119	11	32			
平成29年度	推計児童数	931		276	572			
	量の見込み(①)	278	77	507	85	318		
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	235		659	99	362	
		特定地域型保育事業	/		/	3	9	
		広域利用(市外幼稚園等)	160		/	/	/	
②-①	40		152	17	53			
平成30年度	推計児童数	904		269	557			
	量の見込み(①)	270	75	492	83	310		
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	235		659	99	362	
		特定地域型保育事業	/		/	3	9	
		広域利用(市外幼稚園等)	160		/	/	/	
②-①	50		167	19	61			
平成31年度	推計児童数	852		258	541			
	量の見込み(①)	254	71	464	79	301		
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	235		659	99	362	
		特定地域型保育事業	/		/	3	9	
		広域利用(市外幼稚園等)	160		/	/	/	
②-①	70		195	23	70			

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

① 利用者支援事業 対象：子どもの保護者（主に就学前児童保護者）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本市では利用者支援として子育て支援のチラシ発行などによる情報提供を行っています。また、子ども家庭課の窓口などで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

■量の見込み及び確保の方策

今後も引き続き、利用者支援事業として、子ども家庭課の窓口において保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (ヶ所)	1	1	1	1	1
確保の方策					
提供体制 (ヶ所)	1	1	1	1	1
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業 対象：0～2歳

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現在の利用状況

〔子育て支援センター〕

	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
実施ヶ所	4	6
利用者数 (人回/年)	26,949	25,952

■量の見込み及び確保の方策

施設定員の設定はしていませんが、利用のニーズ量の確保を図るとともに、利用者のニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、利用者のニーズを的確にとらえ、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人回/年)	35,299	33,328	32,152	31,318	30,295
確保の方策					
提供体制 (ヶ所)	6	6	6	6	6
利用者数 (人回/年)	35,299	33,328	32,152	31,318	30,295
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

③ 時間外保育（延長保育） 対象：0～5歳

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所（園）、認定こども園において保育を実施する事業です。

■現在の利用状況

(各年4月)		
	平成25年度	平成26年度
実施ヶ所	7	10
利用者数 (人日/月)	88	171

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き事業を実施し、事業量に応じた体制づくりに努めます。

	量の見込み				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日/月)	222	215	205	199	190
確保の方策					
提供体制 (ヶ所)	11	11	11	11	11
利用者数 (人日/月)	222	215	205	199	190
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

④ 子育て短期支援事業 対象：0～18歳未満

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業〔短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）〕です。

■現在の利用状況

	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
実施ヶ所	1	1
利用者数 (人日/年)	10	7

■量の見込み及び確保の方策

現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が今後見込まれます。事業の性質上近隣市の児童養護施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日/年)	35	33	32	31	30
確保の方策					
提供体制 (ヶ所)	2	2	2	2	2
利用者数 (人日/年)	35	33	32	31	30
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

⑤-1 幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5歳

幼稚園や認定こども園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園等で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

■現在の利用状況

	平成25年度	平成26年度 見込み
実施ヶ所	2	2
利用者数 (人日/年)	9,301	7,736

■量の見込み及び確保の方策

保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

	量の見込み				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
1号認定 利用者数 (人日/年)	885	876	823	799	753
2号認定 利用者数 (人日/年)	14,309	14,167	13,309	12,923	12,179
確保の方策					
提供体制 (ヶ所)	2	2	2	2	2
1号認定 利用者数 (人日/年)	885	876	823	799	753
2号認定 利用者数 (人日/年)	14,309	14,167	13,309	12,923	12,179
確保の方策—量の見込み	0	0	0	0	0

⑤-2 在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象：0～5歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所（園）において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■現在の利用状況

市内の保育所（園）8か所において、預かり保育を実施しています。

学校行事等の行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応するために一時保育事業を実施しています。

	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
実施ヶ所	6	8
利用者数（人日/年）	521	888

■量の見込み及び確保の方策

市内の保育園の計8か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図ります。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	1,319	1,257	1,206	1,173	1,129
確保の方策					
提供体制（ヶ所）	8	8	8	8	8
利用者数（人日/年）	1,319	1,257	1,206	1,173	1,129
確保の方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑥ 病児・病後児保育事業 対象：0～5歳

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現在市内では病児・病後児保育事業について実施しておりません。

保護者が就労しているなどで、保育園に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があります。代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心、安全な施設や保育体制づくりを検討していきます。

■量の見込み及び確保の方策

	量の見込み				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日/年)	359	348	331	322	307
確保の方策	今後検討				

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 対象：乳幼児、就学児

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

現在は実施していません。事業の実施については、計画期間中、利用者のニーズや事業の担い手となる人材の確保等を考慮し、検討します。

■量の見込み及び確保の方策

採用	量の見込み				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日/年)	7	7	7	7	7
確保の方策	今後検討				

⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■現在の利用状況

本市では、保護者が昼間家庭にいない小学1～3年生（一部6年生まで）の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

（各年4月1日）

	平成25年度	平成26年度
クラブ数	20	20
登録児童数		
1年生～3年生（人）	456	523
4年生～6年生（人）	148	133

■量の見込み及び確保の方策

対象児童が6年生までに拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、中学校区ごとに必要な事業量を見込むこととしました。引き続き、市内の施設において事業を実施するとともに、定員の拡大を図ることで、必要な事業量を確保できる見通しです。

また、「放課後児童健全育成事業」においては、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有および共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向けた対応をします。

市内全体	量の見込み				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み					
1年生～3年生（人）	558	544	524	503	529
4年生～6年生（人）	181	171	170	178	175
確保の方策					
提供体制（クラブ数）	21	21	21	21	21
定員（人）	800	800	800	800	800
確保の方策－量の見込み	61	85	106	119	96

第4章 施策の展開

■中学校区別の量の見込み及び確保の方策

		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		平成 31年度	
		低 学年	高 学年								
霞ヶ浦中学校区		160	71	151	70	130	68	129	69	144	70
確保	提供体制(クラブ数)	8		8		8		8		8	
方策	定員(人)	280		280		280		280		280	
確保の方策－量の見込み		49		59		82		82		66	
千代田中学校区		104	48	100	41	98	41	90	42	97	42
確保	提供体制(クラブ数)	4		4		4		4		4	
方策	定員(人)	155		155		155		155		155	
確保の方策－量の見込み		3		14		16		23		16	
下稲吉中学校区		294	62	293	60	296	61	284	67	288	63
確保	提供体制(クラブ数)	9		9		9		9		9	
方策	定員(人)	365		365		365		365		365	
確保の方策－量の見込み		9		12		8		14		14	

⑨ 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本市では、医療機関等において、妊婦健診を実施しています。

	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
受診者数 (人)	311	300
受診回数 (人回/年)	3,850	3,450

■量の見込み及び確保の方策

すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き医療機関等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診者数 (人)	291	285	276	269	258
受診回数 (人回/年)	3,347	3,278	3,174	3,094	2,967

※受診者数は、人口推計（将来の児童数の推計）0歳児の数値を見込数とした。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業 対象：生後4か月までの乳幼児のいる全ての家庭

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や保育環境等の把握を行う事業です。

■現在の取り組み状況

市内の乳児（生後4か月まで）のいる家庭に対し、市の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と保育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。

	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
訪問乳児数 (人)	224	250

■量の見込み及び確保の方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、市の健康長寿課霞ヶ浦保健センターによる事業の実施を予定しております。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問乳児数 (人)	291	285	276	269	258

※訪問乳児数は、人口推計（将来の児童数の推計）0歳児の数値を見込数とした。

⑪ 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現在の取り組み状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで発見した養育支援が必要と思われる家庭に、保健センターと連携し、保健師、保育士が家庭訪問をしながら、養育指導をする。また、若年妊婦や若年で出産した保護者へ育児支援をする。

	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
訪問人数 (人)	11	20

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。引き続き、市の子ども家庭課子ども未来室において事業を実施し、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、家庭児童相談員・保健師・保育士等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問人数 (人)	30	30	40	40	40

⑫ 要支援・要保護児童支援事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

■現在の取り組み状況

代表者会議や解決が困難な事例検討を実施する実務者会議を開催します。また、関係機関で構成している実務者を対象に虐待防止に関する研修会や講演会を開催するなど、資質向上をめざし、児童虐待防止事業を充実させます。

	平成 25 年度	平成 26 年度 見込み
要支援児童数 (人)	6	6
要保護児童数 (人)	19	20
要保護児童対策地域協議会の開催 (回)	11	15

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
要支援児童数 (人)	10	10	10	10	10
要保護児童数 (人)	20	20	20	20	20
要保護児童対策地域協議会の開催 (回)	15	15	15	15	15

2. 地域における子育て・子育ての支援

- 身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話をしたり、保護者が「ほっ」とできる場の提供と、さまざまな機会を通じて子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- 子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援に向け、子育てボランティア活動支援の充実と子育て支援活動のネットワークづくりを推進します。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
子育て支援センター事業 (再掲)	気軽に集い、悩みを分かち合ったりできるような環境づくりと同時に、妊娠・出産・子育てをすることで生じるさまざまな問題等に対して適切な対応をとることができるよう、専門的なスタッフの養成と相談体制の拡充に努めます。 子育てサロンを通じて、仲間づくりや交流の場、母親たちの情報交換の場づくりを支援します。	子ども家庭課
保育園・認定こども園における地域子育て支援拠点事業 (再掲)	地域の子育て家庭に対し、保育園や認定子ども園の専門性を活かした交流事業や相談等の支援を行います。 子どもの居場所や子育て家庭の交流の場として園庭開放を推進していきます。	子ども家庭課
子育てサポーターの育成	子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談に応じたり、きめ細かなアドバイス等を行う「子育てサポーター」の育成に努めていきます。	子ども家庭課 (児童館)
子育てボランティア活動への支援	子育てサークル活動のサポートや、イベント開催時等の保育スタッフ、児童館などで特技を生かした遊びの指導、絵本の読み聞かせなどの子育てボランティア活動を支援します。	子ども家庭課 (児童館)
子育てネットワーク	市内で自主的に活動している組織・団体等が連携し、共に支えあうネットワークを構築し、地域に根ざした活動の活発化に努めていきます。	子ども家庭課 (児童館)
インターネット等による子育て情報の提供	市のホームページに子育て支援に関する情報をわかりやすく掲載し、提供していきます。また、インターネットを活用した相談体制について検討していきます。	子ども家庭課
子育て支援ガイドブックの配布	年齢に応じた発育の目安や子育て情報をガイドブックにまとめ、市民に配布します。	子ども家庭課
ブックスタート事業	子どもと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけづくりとして、4ヶ月児健診時に民生委員・児童委員やボランティアにより、絵本やアドバイス集をバックにして配布します。	生涯学習課 (図書館)

3. 地域における子どもの活動の場や機会の確保

- 子どもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を充実します。
- 次代の担い手である子どもが健やかに成長し、また親が子育てを通して成長していけるよう、学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図るため、共有ネットワークづくりを進めます。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等に、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの拡充や一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備を推進していきます。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
放課後児童クラブ (再掲)	仕事等で放課後保育が必要な子どもの居場所を確保するとともに、子どもたちの自主性を育てる環境づくりに努めます。	子ども家庭課 (児童館)
放課後子ども教室	学校等を活用し、学校・家庭・地域の連携協力による子どもの放課後の安心安全な場所の確保と学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。	生涯学習課

4. 子育てに対する経済的支援

- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種制度により手当の支給やかかる費用の一部助成を行います。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
児童手当	子育て家庭に対し、国の制度に基づき、手当を支給します。	子ども家庭課
医療福祉制度	妊産婦や小児（0歳～中学3年生）、母子・父子家庭等が医療機関にかかった場合に医療費の一部を助成します。	国保年金課
不妊治療費助成事業	不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	健康長寿課 (保健センター)
チャイルドシート貸出制度	自動車に乗車の乳幼児の安全確保のためチャイルドシートを無料貸出することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	子ども家庭課
就学支援費事業	家庭の事情により就学が困難な児童生徒に対し、学校生活に必要な費用の援助を行い保護者の負担軽減を図ります。(要・準要保護就学援助費) 知的・情緒・言語などの障害により特別支援学級に通級する児童生徒に対し学校生活に必要な費用の一部援助を行い保護者の負担軽減を図ります。(特別支援就学援助費)	学校教育課

基本目標 2

親と子どもの健康確保・健康づくりのまち

妊娠・出産・育児期は、母親自身の心身や家族全体の生活リズムの大きな変化がおきる時期であり、母親を始めとした家族が共に健康で幸せあふれる暮らしができるよう支えていくことが大切です。また、思春期は子どもから大人になる移行期として重要な時期であり、特にこの時期の心と身体の健康問題は、生涯の健康に大きく影響することから、子どもたちへの健康教育を進めていくことが大切です。

そのため、妊娠や出産における不安や悩みを軽減し、出産後も親子が健康で、のびのびと育児を楽しみ、子どもに愛情が注げるよう、また、思春期における不安や悩みを地域のみんなで支え合えるような環境づくりをめざします。

1. 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

- 妊娠・出産・産後に関する正しい知識を提供するとともに、妊娠中の心得や出産に向けた準備などについて両親共に参加できる学習の機会や気軽に相談できる場を提供し、安心して出産や育児に対する不安の解消・軽減と孤立化の防止に努めます。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
母子健康手帳の交付	母子の健康管理のために母子健康手帳を交付します。あわせてパンフレットの配布など出産・育児に関する各種情報提供を行います。	健康長寿課 (保健センター)
妊婦教室 (家族一緒にのマタニティ教室)	初めて出産を迎える妊婦と夫に対し、妊娠・分娩・育児等に関する知識と助言を与え、不安や悩みの解消に努めます。また、離乳食や沐浴指導等を通じ、育児の楽しみを実感できるような勉強の機会を提供します。	健康長寿課 (保健センター)
妊産婦訪問指導	産前・産後に家庭訪問し、妊娠、出産、育児に伴う知識の普及及び不安解消に努めます。	健康長寿課 (保健センター)
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) (再掲)	乳児家庭全戸訪問を実施し、育児等に関する不安や悩みを聞き、母子の健康や発達・養育環境等を把握、助言するとともに、支援が必要な家庭に対し適切な支援を提供します。	健康長寿課 (保健センター)
養育支援訪問事業 (再掲)	子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭等、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の抱える養育上の支援を行います。	子ども家庭課
育児相談	乳児の養育及び健康管理に必要な知識の普及を図るとともに、各健診児のフォローを行います。また、子育ての振り返りや仲間づくりの場として、親同士の交流を促進します。	健康長寿課 (保健センター)
幼児の発育・発達相談 (にこにこ教室) (再掲)	発達に不安がある幼児の親に対し、子ども家庭課(子ども未来室)や保育所(園)等と連携しながら相談指導を行い、親の不安軽減と幼児の健全な発達を促します。	健康長寿課 (保健センター)

2. 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期から発達段階に応じた母子保健事業を推進します。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤立化を防止します。
- 母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
妊婦健康診査 (再掲)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、医療機関等における受診体制の確保を図ります。	健康長寿課 (保健センター)
乳幼児健康診査	異常の早期発見及び育児不安の解消の場として実施します。健康診査の未受診者には電話や訪問で受診を促進していきます。また、診査時には、ブックスタート事業や親子ふれあい遊び、歯科健診等を実施していきます。	健康長寿課 (保健センター)
予防接種	乳幼児及び小学生の疾病予防や地域における感染症予防に向け、医療機関に委託して実施します。	健康長寿課 (保健センター)
地域保健福祉関係機関との連携	産後うつや虐待、障害児とその保護者など、地域での継続的な支援が必要な子育て家庭の把握に努め、関係機関で事例検討を行うなど、地域全体で母子の健康の確保を図ります。	健康長寿課 (保健センター)

3. 小児医療の充実

- 地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- 家庭における病気や怪我等への初期対応能力の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
初期救急医療 ^{※1} ・二次救急医療 ^{※2} の充実強化	休日及び夜間の通常では医療機関にかかりにくい時間帯に、急な病気や怪我でも安心して受けられる救急医療体制を継続的に確保します。	健康長寿課 (保健センター)

※1 初期救急医療：主に、自从来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行う。

※2 二次救急医療：救急車により直接搬送されてくる、又は初期救急医療機関から転送されてくる救急患者への初期診療と応急処置を行い、必要に応じて入院治療を行う。

基本目標 3	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みを推進するまち
---------------	------------------------------------

子どもたちが生まれ育つ家庭や環境の多様化により、特に支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実が求められています。子どもの発達段階に応じた施策、養育機能の弱い家庭への相談・支援体制の充実を進めることにより、安心して子どもを産み育てられる家庭環境づくりを図ります。

1. 児童虐待防止対策の充実

- 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立までの切れ目のない総合的な支援体制を確立していきます。
- 地域の見守りによる発生予防や早期発見についても積極的に働きかけていきます。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
虐待防止	各種相談・訪問事業等を通じて子育ての不安解消や孤立化の防止を図るとともに、「虐待ストップ・あふれる愛」のロゴマークを活用しながら市民への啓発活動を推進し、虐待の発生防止に努めます。	子ども家庭課 健康長寿課 (保健センター)
虐待相談	家庭や学校、専門家と連携を図りながら虐待についての相談、通報等、虐待防止相談体制の充実に努めます。 児童虐待が認められる家庭に対し、児童相談所や福祉事務所、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、家庭の再生に向けた支援の充実に努めます。	子ども家庭課 学校教育課
要保護児童対策地域協議会 (再掲)	関係機関と連携を図りながら、虐待発生の予防に努めるとともに、虐待の実態把握及び適切な措置について検討し、子どもの安全確保に努めます。	子ども家庭課
児童虐待防止法の周知	児童虐待に対する認識を深め、また虐待が疑われる場合の通告など、児童虐待防止法の趣旨を市民に周知します。	子ども家庭課

2. ひとり親家庭の自立支援の推進

- 自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- 親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助を進めます。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
ひとり親家庭への総合相談	ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、関連機関との連携のもと、子育ての相談や、必要な技術を身につけるための相談や雇用情報等の提供を充実します。	子ども家庭課
児童扶養手当	児童を養育している母子・父子家庭等に対し、国の制度に基づき、手当を支給します。	子ども家庭課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父の就職の際の有利性、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、制度に基づいて給付金を支給します。	子ども家庭課
各種資金貸付制度の利用促進	ひとり親家庭等の自立を支援するため、県で実施している資金の貸付制度の利用を促進します。	子ども家庭課

3. 障害児施策の充実

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障害の程度に応じた療育^{※1}・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- 障害児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。
- 学校や関係機関が連携を取りながら、相談体制や情報提供の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
保育所等での障害児保育	職員の資質の向上や受け入れ体制の確保など、障害児保育の充実に努めます。	子ども家庭課
発達相談	専門職による子どもの成長・発達に関する相談指導に努めます。また、保育所等の巡回発達相談事業を展開し、関係機関と連携を図りながら、早期からの支援体制づくりを推進します。	子ども家庭課
相談支援ファイルによる支援	乳幼児から成人期までの子どもたちの健やかな成長のため、一貫した支援を行うための情報を集約できるファイルを活用します。 ファイルには、成長・発達の状況や特性に合わせた支援の手立てや変容の様子を記入し、子どもの生活環境が変わる入園・入学時等に経過を引継ぎ、一貫した支援の充実を図ります。	学校教育課 子ども家庭課
障害児の支援ネットワーク	障害児を支援するボランティアの育成に努めるとともに、支援ネットワークの構築を推進します。	社会福祉課
障害福祉サービス	障害児の日常生活を支え、自立を支援するため、在宅や日中活動、施設・居住系サービスの基盤整備を推進します。	社会福祉課
各種手当の支給	障害児福祉手当や在宅障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の各種手当について、制度に基づいて支給します。	社会福祉課

※1 療育：障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

基本目標 4

仕事と生活の調和が実現できるまち

少子高齢化の進展に伴い、労働人口の減少が懸念されていますが、経済の低成長により働くことを希望する女性が増えています。そこで、働くことを希望する人が、家事や育児に取り組みながら働き続ける環境づくりが必要です。

仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、家族が共同して育児にかかわる意識の醸成や子育て支援体制の充実、職場環境づくりを進めていきます。

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- 男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた職場環境整備を推進するため、育児休業等の普及を図るとともに、事業所に対する意識啓発に努めます。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
男女共同参画社会の推進	子どもの頃から男女共同参画の意識を育み、一人ひとりが自立し個性と能力を発揮できるよう、子どもたちへの意識啓発活動を実施します。	政策秘書課
職場環境整備	労働に対する法律・制度の周知、雇用・労働環境整備に関する情報の収集及び情報の提供を行い、育児休業制度取得等の促進及び意識啓発に努めます。	観光商工課

2. 仕事と子育ての両立支援

- 家族が共同して育児にかかわる意識醸成を図るための意識啓発に努めます。
- 保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等による多様な保育ニーズの高まりに対応するため、多様で良質な保育サービス等の提供により仕事と子育ての両立を支援します。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
育児・子育てにかかる相談 (再掲)	関係機関と連携し、育児や子育て等にかかる相談・支援体制の充実を図ります。	子ども家庭課 健康長寿課 (保健センター)
保育サービス (再掲)	仕事等で保育を必要とする家庭への子ども乳児保育・障害児保育・延長保育・一時預かり保育等の保育サービスを充実します。	子ども家庭課
放課後児童クラブ (再掲)	仕事等で放課後保育が必要な子どもの居場所を確保するとともに、子どもたちの自主性を育てる環境づくりに努めます。	子ども家庭課 (児童館)

基本目標 5

子どもが安全に安心して暮らせるまち

子どもの健全育成と子育てしやすい環境をつくるため、行政と住民が一体となって、地域環境の保全や創造を図り、社会や地域全体で子育てを支えていく環境づくりを進めます。

子どもと安心して出かけられる環境の整備、子どもたちが安全に育つことのできる環境の整備などを進めることにより、安心して子どもを産み育てられる生活環境づくりを推進します。

1. 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

- 子どもや子ども連れにやさしい道路・公園の整備に努めます。
- 子どもや子ども連れにでも安心して利用できる公共交通機関の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
公共施設、建築物等のバリアフリー化	役所、保健センター、地域福祉センターやまゆり館等の子育て家庭の利用の多い公共施設については、ベビーベッドや小児用トイレの設置など、利用環境の向上に努めます。 また、新バリアフリー法を踏まえた民間施設整備の助言に努めます。	検査管財課 健康長寿課 社会福祉課 都市整備課
歩道の整備及び安全管理	安全に通行できる歩道の確保等、道路環境整備に努めます。	道路建設課
公園の整備	日常的な憩いの場、コミュニティ活動の場としてふれあい広場や自然とふれあえる公園（水辺・森林公園）等の適正な維持管理、利用促進に努めます。 また、地域の協力を得ながら、既存公園の安全管理に努めます。	都市整備課 観光商工課 子ども家庭課
公共交通機関の充実	民間バスについては、ニーズに対応した路線の検討など、市地域公共交通会議と連携を図りながら、より良い運行体系の構築に努めます。	政策秘書課

2. 子どもの安全確保に向けた活動の促進

- 子どもを対象とした交通安全教育を積極的に実施します。
- 子どもの安全を確保するため、通学路などにおける子どもの視点に立った交通安全対策に努めます。
- 防犯ネットワークの強化によりまちぐるみで子どもが巻き込まれる事件や事故をなくします。
- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯意識の向上を図ります。
- 防犯灯の適正な管理・設置により、犯罪や交通事故を未然に防止をします。

【具体的な取り組み】

事業		担当課名
事業名	内容	
交通安全教室	保育所（園）・認定こども園・学校等において交通安全教室を開催します。また、交通安全教室を生かして日常の保育や教育にも交通安全を取り入れ、交通安全への意識の啓発に努めます。	総務課 学校教育課 子ども家庭課
交通安全活動	小中学校等の周辺通学路の安全点検活動を実施するとともに、PTA等の街頭指導、警察署による指導活動など、地域と行政が共に交通安全活動に取り組みます。	総務課 学校教育課
こどもを守る110番の家	地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、こどもを守る110番の家の確保を進めます。	学校教育課
防犯対策	地域の各種団体の協力を得て防犯組織を設置し、通学路や市内パトロールなど地域での安全対策や見守り活動を推進します。また、各小中学校では危機管理マニュアルを作成し、日常的に校舎内外の防犯体制の強化に努めます。	総務課 学校教育課

第5章 計画の推進に向けて

1

学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう取り組んでいきます。また、既存施設からの移行については、事業者の意向を十分踏まえながら、認定こども園への移行を進めていきます。

(2) 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携に努めます。

②幼稚園、認定こども園、保育所、小学校の連携

乳幼児期の子どもの発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有できるよう取り組んでいきます。また、幼稚園、認定こども園、保育所においては、研修、会議等を通じて施設相互の連携を図り、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。

2

計画の進捗・評価

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、子ども家庭課が中心となり、進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく子育て施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現をめざしていきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。